

尼崎市災害情報処理システム構築等業務仕様書

1. 名称

尼崎市災害情報処理システム構築等業務

2. 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日までとする。

3. 履行場所

尼崎市役所ほか

4. 目的

災害時等において、市職員等が入力する情報を庁内等で共有し、的確・迅速な対応を可能にするための情報共有基盤として、「尼崎市災害情報処理システム」を構築する。

5. システム構築の基本方針

(1) 操作性

災害という逼迫した状況において、入力作業が容易であり、操作に混乱することなく、災害対応が円滑に行える、高い操作性を有すること。

(2) 可用性

災害時に市民の安全を守るための重要なシステムであり、大規模発生時にもシステムが利用できる高い可用性を有すること。

(3) 機密性

災害情報には、個人情報など重要情報を含むため、個人情報保護などに留意し、高い機密性を有すること。

6. システム構築業務

4の目的を達成するために、次の内容を実施すること。

(1) 要求定義

本仕様書に基づき、発注者及び受注者による協議を行い、システム設計の基となる要求定義をまとめる。

(2) システム設計

仕様書及び要求定義に基づき、設計作業を行う。なお、パッケージに改修を加える形で構築する場合においては、本市向けのカスタマイズ部分に関し、設計書をまとめる。

(3) システムの設定

設計内容に基づき、システムの設定作業を行う。

(4) 試験作業

システム設定後に動作試験作業を行い、試験結果を本市に報告すること。

(5) 操作マニュアルの作成

運用等に必要なお操作マニュアルを一般向け、管理者向けにそれぞれ作成し、その

研修を実施すること。

(6) プロジェクト管理

システムの本稼働に向け、(1)～(6)のプロジェクト管理を責任を持って行うとともに、定期的に状況報告及び会議を実施すること。

(7) その他

業務内容を実現するために必要な業務を実施すること。

7 機能要件

別添の「災害情報処理システムの必要機能一覧」の機能を概ね満たしていること。

8 成果物

下記の書類を完成図書として、書面及びDVD等の電子媒体で正副1部ずつ提出すること。

(1) 要求定義書

(2) 基本設計書、詳細設計書

(3) システム設定情報

(4) システムのテスト結果一式

(5) 操作マニュアル一式

(6) その他必要とするもの

9 検査

検査については、納品時に実施する。

10 支払い条件

業務完了後、適法な請求を受けた日から30日以内に一括払い。

11 留意事項

(1) 委託業務の一部を第三者に委託もしくは委託に準じた作業を依頼（以下、「再委託」という。）する場合は、書面により、本市の承諾を得ること。

(2) 雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする保険に加入すること。

(3) 受託者は、業務の実施にあたり、労働基準法や最低賃金法をはじめとする関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図らなければならない。

(4) 受託者は、本委託に基づき知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。個人情報の取り扱いについては、「尼崎市個人情報保護条例」を遵守すること。

(5) 業務を実施するにあたり、本仕様に疑義が生じた場合は、協議の上、決定する。

以上